令和８年（フ）第３４２号
静岡県沼津市沼北町一丁目17番26号　ルネパレス沼北101、前住所栃木県河内郡上三川町しらさぎ三丁目19番地３　クレストコート203号室
債務者　飯高　大輔
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３４３号
静岡県沼津市平町12番13号　コーポらん101号室、前住所静岡県浜松市中央区立野町107番地の１　アーバンハイツＡ―103
債務者　鈴木　和徳
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１８７号
静岡県富士宮市小泉1847番地の11
債務者　福田　直哉
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１９７号
静岡県富士市今泉4001番地の５　ビレッジハウス今泉１―101号、前住所静岡県沼津市西間門182番地の５　レオパレス高伸108
債務者　渡邉　希美
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第６３号
三重県多気郡大台町新田429番地２、前住所三重県津市高茶屋五丁目９番８号
債務者　森下　聡子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
津地方裁判所松阪支部

令和８年（フ）第５１７号
岡山市中区浜三丁目11番７号　カルチェＷｅ203号室
債務者　正司　卓美
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４２号
岡山市北区牟佐336番地19
債務者　市尾　浩二
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４８号
岡山県玉野市長尾1986番地１
債務者　式見　尚之
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５７４号
岡山県倉敷市児島元浜町2829番地
債務者　那須　瑞希
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５８２号
岡山市中区浜610番地22　コーポ川上201号
債務者　花房　未来
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６８６号
福岡市博多区御供所町３番30号　奥堂グリーンハイツ　302号
債務者　谷島　修一
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７７６号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原西２丁目９番１号　エステート長者原　103号
債務者　林　亮太郎
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７９５号
福岡市城南区別府３丁目３番12―407号　セントラルヒル城南Ⅱ
債務者　齋藤久美子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８７６号
福岡市東区原田１丁目16番28―201号　ＴＡＬＡＴＴＡ箱崎
債務者　飯干　真央
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５６号
福岡県大牟田市大字手鎌82番地１　グレイス・キワミ203号
債務者　金城弘季こと金　大貴
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第１４４号
沖縄県浦添市内間３丁目９番６号　ハイツ大湾　402号
債務者　島袋　昌子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３２０号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目１番６―705号　ライオンズマンション古波蔵
債務者　仲村　依子（旧姓尾能）
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部